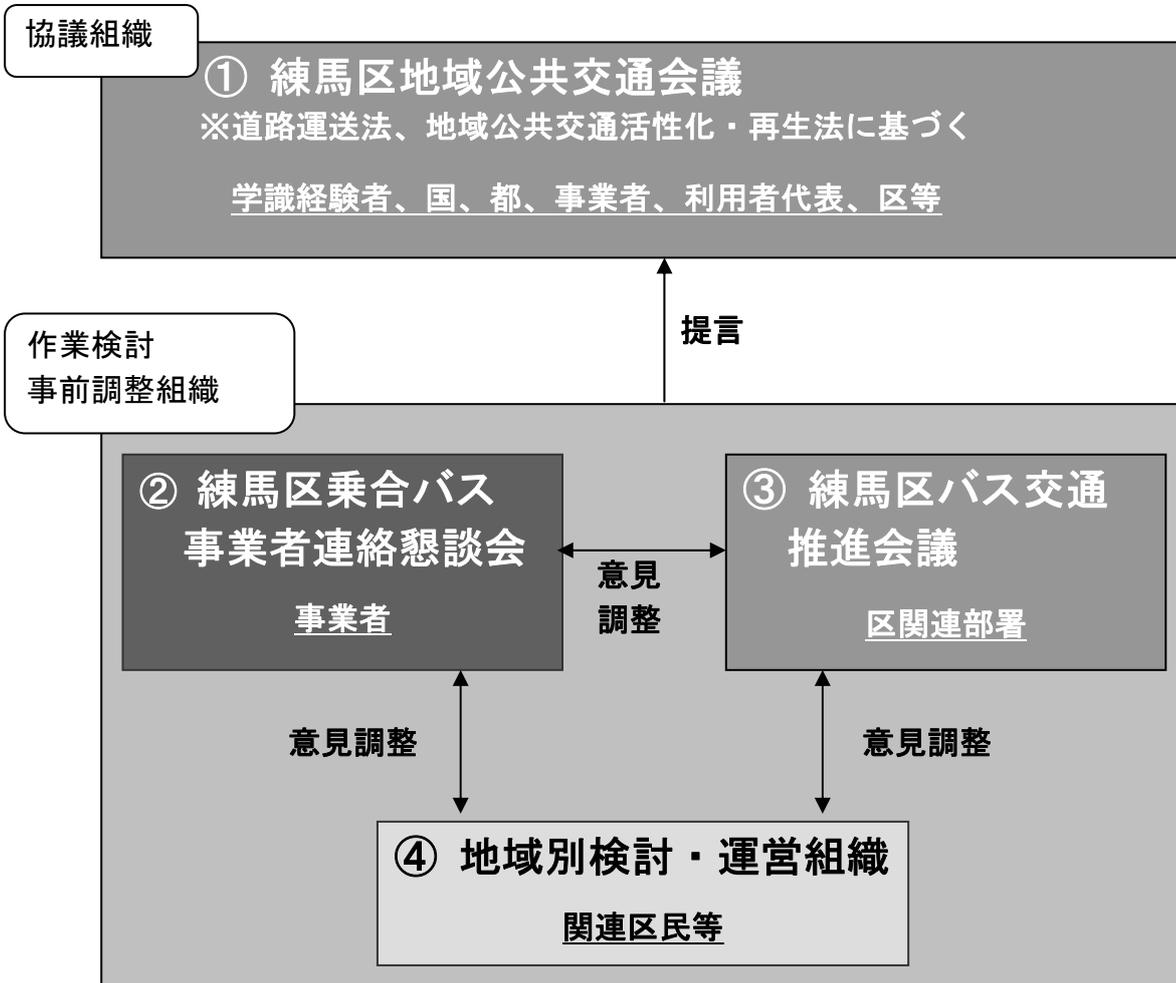


1. 公共交通空白地域の改善に向けた検討体制と交通会議の位置づけ



【各組織の役割】

- ① 練馬区地域公共交通会議
練馬区における公共交通空白地域改善をはじめとした、公共交通に関わる諸問題への対策について、関係機関を交えて協議する組織。
- ② 練馬区乗合バス事業者連絡懇談会（バス懇談会）
区内のバス交通体系や自治体と民間バス事業者との協力関係の有り方を検討する組織。
- ③ 練馬区バス交通推進会議（バス推進会議）
公共交通空白地域の改善に向けた、区内関係部署との連絡調整・検討をする組織。
- ④ 地域別検討・運営組織
コミュニティバス等の計画等に、地域の意見を反映するための検討・運営をする組織。

※②③④は、コミュニティバスの運行計画の検討において意見の調整を図るとともに、その内容を①へ提言する（設置要綱7条2を参照）。

2. 地域公共交通会議の特徴

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送形態や運賃等について、必要となる事項を協議することが出来る組織であり、乗合タクシーやデマンド型運行の導入に関する協議が図られると共に、協議が整うことにより運賃・処理期間などが緩和される。

(詳細な協議内容や構成員については設置要綱を参照)

地域公共交通会議での協議が整っていることが必要な事項

- 多様な運行の態様(デマンド型運行)の導入
- 11人未満の車両による乗合輸送(乗合タクシー)の実施

地域公共交通会議での協議が整うことにより緩和される事項

- 最低車両台数の緩和 (通常の最低車両台数、路線定期型:5台+予備1台
路線不定期・区域運行:3台+予備1台)
- 運賃の届出 (通常は上限運賃認可)
- 標準処理期間の短縮 (通常の標準処理期間3ヶ月)

3. 交通手段別の地域公共交通会議での協議事項

交通手段	協議が整うことにより緩和される項目
1. 乗合バス路線導入	<ul style="list-style-type: none">○ 標準処理期間の短縮○ 運賃の届出 (但し運賃制度が通常の乗合バスと異なる)
2. 乗合タクシー導入 (導入には協議が必要)	<ul style="list-style-type: none">○ 標準処理期間の短縮○ 運賃の届出○ 最低車両台数(5台+予備1台)の緩和
3. デマンド型乗合タクシー導入 (導入には協議が必要)	<ul style="list-style-type: none">○ 標準処理期間の短縮○ 運賃の届出○ 最低車両台数(3台+予備1台)の緩和

【補足】デマンド型乗合タクシー

複数利用者の予約に応じてその都度経路や時刻表を設定して運行する乗合型の公共交通。
小規模な需要に対し導入効果が期待できる。